

令和3年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

令和3年3月10日(水曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 於 久 弘 治 |
| 2 番 | 毛 利 洋 子 |
| 3 番 | 中 尾 勉 |
| 4 番 | 黒 田 健 一 |
| 5 番 | 井ノ口 憲 治 |
| 6 番 | 阿 部 輝 之 |
| 7 番 | 土 谷 信 也 |
| 8 番 | 成 重 博 文 |
| 9 番 | 中山田 健 晴 |
| 10 番 | 松 本 博 彰 |
| 11 番 | 河 野 徳 久 |
| 12 番 | 安 東 正 洋 |
| 13 番 | 北 崎 安 行 |
| 14 番 | 河 野 正 春 |
| 15 番 | 菅 健 雄 |
| 16 番 | 大 石 忠 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	安 田 祐 一
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
総括主幹兼議事係長	大 塚 栄 彦
専 門 員	小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆
市参事兼総務課長	佐 藤 之 則
市参事兼財政課長	飯 沼 憲 一
企画情報課長	丸山野 幸 政
地域活力創造課長	川 口 達 也
税 務 課 長	田 中 良 久
市 民 課 長	黒 田 敏 信

保 険 年 金 課 長	大久保 正 人
社 会 福 祉 課 長	田 染 定 利
子 育 て 支 援 課 長	水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長	清 水 栄 二
人権啓発・部落差別解消推進課長	

環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	阿 部 幸 喜
農 業 ブ ラ ン ド 推 進 課 長	河 野 真 一
耕 地 林 業 課 長	黒 木 雄 二
建 設 課 長	早 田 博 昭
市参事兼上下水道課長	永 松 史 年
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	早 尻 真 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	尾 形 稔
選 挙 管 理 委 員 会 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長	佐々木 真 治

市参事兼地域総務二課長兼水産・地域産業課長	藤 重 深 雪
市参事兼消防長	大 力 雅 昭
総務課 参事兼総務法規係長	隈 井 智

総務課 秘書係 主任	小 野 政 文
教育委員会	堀 浩 二 郎
教 育 長	河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長	

植 田 克 己	
学 校 教 育 課 長	衛 藤 恭 子
文 化 財 室 長	板 井 浩

○議長（北崎安行君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議長（北崎安行君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により、2番、毛利洋子君の発言を許します。

2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） 皆さん、おはようございます。議席番号2番、毛利洋子でございます。昨年、大分県内で初めて新型コロナウイルス感染を確認してから3月3日で1年が過ぎました。全国で猛威を振るう中、九州でも緊急宣言が発表された福岡、そして感染拡大した熊本、宮崎の3県に囲まれた大分県内は感染拡大を防ぐことができました。本市は10

3月10日

名で感染抑止することができ、これも本市から発信する予防対策、そして何より住民お一人お一人が命を守る行動の結果だと感謝申し上げます。今後も気を抜くことなく予防対策を十分にしていきたいと思います。

また、今なお休むことなく多くの命を救ってくださっている医療従事者の皆様、介護従事者の皆様には、心から感謝と御礼を申し上げます。

では、通告に従いまして一般質問をいたします。

不登校児童生徒についての支援についてお伺いします。

先般、新聞で報道されましたコロナ禍の中、さらに全国的に不登校の児童生徒が多くなっている現状であり、大分県内でも小学生558名、中学生1,285名と年々増加しており、早急な支援が求められています。今、困難を抱えている子どもたち、またその保護者、ご家族にとっては待ったなしの課題です。できる限り一人一人に寄り添った対応策をしていただきますようお願いいたします。

そこでお伺いします。1点目、本市の不登校の現状、人数について。2点目、不登校児童生徒の教育機会を確保するために、どのような取組を行っているのでしょうか。3点目、児童生徒の居場所が必要では。教室以外で、ほかの指導教室等は各学校に設置されていますか、またスクールソーシャルワーカー、カウンセラーの専門支援員は常置しているのですか。4点目、本市の教育支援センタービリーブは、建物の老朽化に伴う改修工事が本年度中に完了する予定ですが、今まで何人の生徒たちが通っていたのか、また今後のビリーブの運用、活用はどのように考えていますか、お伺いします。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、不登校児童生徒への支援についてのご質問にお答えいたします。

不登校は、連続でなくとも病気や事故、経済的理由以外での欠席が年間30日を超えた状況を指しております。現在、不登校児童生徒は、小学校が4人、中学校が17人となっております。昨年度同時期が34人でしたので減少はしております。1,000人当たりの不登校数を県全体の人数と比較いたしますと、小学校で県全体が8.6人に対し、本市は3.9人、中学校では県全体が40.3人に対し、33.7人という状況でございます。

次に、不登校児童生徒への支援は、自らの進路を

主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると考えております。子どもによっては、不登校の時期が休養や自分を見詰め直すなどの積極的な意味を持つということも踏まえながら、教育機会の確保を一人一人の状況に応じて行っていかなければならないと考えています。

そのため、保健室や学校図書館、特別支援学級で学ぶなど、場所の工夫をしたり、登校時間を柔軟にするなど時間の工夫をしたり、放課後の家庭訪問での学習指導や教育支援センタービリーブの利用などで個に応じた教育機会の確保ができるよう努めています。今後1人1台のタブレット端末も利用できるようになりますので、ICTを活用した学習支援も行っていきたいと考えております。

次に、児童生徒の居場所につきましては、先ほども申し上げましたが、学校の保健室や図書館、特別支援学級など児童生徒の過ごしやすい場所を活用するようにしております。

スクールソーシャルワーカーは、教育委員会に2名配置し、小中学校に定期的に訪問するとともに、必要に応じて学校でのケース会議や家庭訪問、保護者との面談を行っております。

スクールカウンセラーは、各中学校に1名配置され、週1日程度勤務しております。カウンセラーにつきましても、必要に応じ、中学校だけでなく小学校でのケース会議への参加やカウンセリングなどを行っております。

次に、教育支援センタービリーブの利用状況ですが、平成18年度に開設しており、平成22年以降本年度まで延べ52人が利用しております。今年度につきましても9人が入級しております。

今後のビリーブの運用、活用につきましては、現在、週3日の活動日としていますが、活動日の拡大や総合教育相談窓口としての相談活動の拡充、ICTを活用した学習支援により、学校と子どもをつなぐ活動など、さらに活用の幅を広げていきたいと考えております。

○議長（北崎安行君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） 再質問いたします。

本市では人数も減っており、先生方の日々の努力だと思います。基本的には、相談内容が希望によって違うと思いますが、カウンセラーの専門支援員は立ち直らせるまで必要だと思いますが、今までにビリーブに通うことで状況が改善しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、ピリープに通うことで改善した状況があるのかといった再質問にお答えいたします。

教育支援センターピリープでは、利用している児童生徒や保護者の方と話をしながら一人一人のプログラムを考えています。ピリープの指導員だけでなく、在籍している学校の教職員がピリープに行き学習指導したり、議員おっしゃられますように、必要に応じてカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、臨床心理士が面談を行ったケースもございます。そういった中で自らの進路を主体的に考え、高校への進学を果たしたり、学校での生活に戻っていくなどしております。

今後とも、子どもたちの心に寄り添いながら、サポートをする場所として充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（北崎安行君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） よく分かりました。

最後に、不登校は誰にでも起こり得るものだと思います。未然防止、予防を重視するのではなく、不登校になっても本人や保護者が傷つかずに子どもの今を支える支援体制づくりに注力すべきだと思います。教育支援センターピリープも建て替え、緑に囲まれたすばらしい環境です。子どもたちが安心して学べるよう、さらに支援体制をお願いいたします。

次の質問に行きます。

少人数学級についてお聞きします。

新型コロナの感染拡大の影響で、多くの小中学生が昨年3月から5月末まで休校となり、それを契機に新たな教育の在り方を考える議論も起こっています。初等教育分科会では、委員から、学校は狭い意味での教育にとどまらない福祉的な価値、例えば健康的な生活リズム、子どもの安全な居場所なども担っていることが浮き彫りになってきたと、休校を機に学校の福祉的な役割に注目する意見が多く出され、学校の役割は学校教育の場としてだけでなく子どもの居場所であり、健やかな成長を促す場であると再認識されています。本市も分散登校で少人数授業を行った時、子どもたちの学びはどこでつまづいているかなどを見ることができ、丁寧に寄り添った対応ができたといった声が上がっています。本市の現状をお伺いします。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、少人数

学級についてのご質問にお答えいたします。

まず、国や県の動向についてお話をさせていただきます。

令和3年度から公立小学校の学級編成の基準が40人から35人に引き下げられ、小学校2年生から段階的に35人学級へと移行されていくようになっております。大分県では、現在、小学校1年生・2年生は県独自の取組で既に30人以下での学級編成が行われているため、実際には令和4年度の3年生から35人以下での学級編成となります。

本市の状況でございますが、本市は学校の統合を行わず、特色ある学校づくりに努めているところでございます。少人数であることを最大限生かし、個に応じた指導を行い、児童生徒数の多い学校では、習熟度別指導や小学校での教科担任制、クラスを分けての少人数指導など各学校で創意工夫した指導に努めております。

学習指導要領が改定され、英語教育やプログラミング教育など新たな内容も加わり、子どもたちに将来必要となる力が幅広くなくなってきております。

今後も少人数による指導などにさらに充実させ、子どもたちが自立し、次代を担っていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（北崎安行君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） ありがとうございます。公明党も、さらに30人以下の少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備をと政府に訴えております。本市のさらなる取組をお願いいたします。

最後の質問です。市道等の維持管理について。昨年、住民の方からご要望いただき、本当に私自身がまだ何も分かっていない状態で、今回この質問をすることになりました。市が管理する道路の破損など無料通話アプリLINEなどで通報するシステムの活用について伺います。

私も多くの皆様から連絡をいただき、道路に穴が開いている、水路が壊れている、掲示板の破損、外灯の電球が切れているなど現場の写真を撮り、行政へとつなげています。しかし、すぐに対応できない時もあり、また行政窓口が市民に対応できる時間は日中が主であり、夜間に帰宅する市民が行政に相談できる機会は少なく、後回しにしてしまいます。小さな破損が大きな災害を招くこともあり、他市では、道路の破損などによる損害賠償事例も多発しています。速やかに対処するためのシステム、スマートフォンで写真を撮り、同時に場所、簡単なコメントを書

き込めば、情報が正確に伝わり、時間帯を気にすることなく報告できます。今、スマホ人口が増える中で、市は、行政サービスの効率化に加え、気軽に行政と接点をつくることで市民参加の安心・安全なまちづくりの融合を期待できます。近隣自治体も導入しております。本市のお考えをお伺いします。

○議長（北崎安行君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、市道等の維持管理についてお答えします。

道路の破損などの対応につきましては、建設課で定期的実施する道路パトロールによる点検や、職員が外出した際など気付いた点があれば連絡を受け、破損箇所に対する補修等を行っているところです。

これらの職員による現場確認とは別に、地元の方や道路利用者からの電話連絡等により、情報提供もいただきながら、道路事故等の未然防止となるよう維持管理に努めているところであります。

議員ご提案の無料通話アプリLINEなどで通報するシステムの活用につきましては、携帯電話のスマートフォン等において、写真や位置情報など簡単に送信でき、通報される方もお手軽に、また受け取る側の私たちにおいても正確な情報を得ることができる便利な手法の一つであると考えられます。

また、このLINEによるシステム以外にも、このシステム同様に、破損箇所の写真や位置情報等の通報を受け取ることができる様々な手法があり、他市においては先行して導入されているケースもあります。本市においても導入を検討した経過もございますが、これらのシステム構築には一定の経費が必要となり、その費用対効果や運用方法等に対する課題などから、現在、導入を見送っている状況にあります。

しかしながら、デジタル化が推進される中で、これらのシステムは有効な手段の一つであると思われるので、どのような形が本市に適しているかを踏まえ、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） 今もご答弁にありましたように、建設課のほうでは、すぐに対応していただき、感謝しております。しかし、今のこれからの現状でありますと、確かに費用対価は発生します。このフリーの無料のソフトを一般市民が自分のスマートフォンにダウンロードするのは無料ですが、

それを受ける行政のほうは有料であります。今後さらに多種多様なデジタル化が進んでまいります。どうか引き続き調査研究をしていただき、導入の検討をよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭です。今回の議会は、議員にとっては、ちょうど4年任期の折り返し点になります。市長については最後の定例会となると思います。

私は、思えば、29歳でこの場に立って以来、今日でちょうど連続、一般質問が200回目に当たります。非常に緊張しております。

今回は、2月17日付の大分合同新聞で、本市において中学1年生の女子が自宅で自殺をした、いじめの調査委員会を立ち上げて調査をすることになったという記事を見まして、私は衝撃を受けました。私は、これまでもいじめ問題についても議会で取り上げてきたつもりですけれども、この間の私のいじめ問題について、どういう議論してきたか、全部議事録を読み直してみました。大変な反省をしております。

それで今回、この少女の自殺問題が、いじめが原因であるかどうかということは私は全く分かりません。それは調査によってあったものか、なかったものか明らかになると思います。でも、現実には、この教育のまちを誇る豊後高田市で中学生が自殺をしたということは、やっぱり重く受けとめるべきではないか。いじめを今後、本当に根絶するために、市長も、教育長も、教育委員会も、学校の教員も、保護者も、当人の子どもたちも、私たち地域の者も、市議員も挙げてですね、今後、こういう最悪の事態が起こらないように、教訓を導き出すと、どこをどう変えていけばいいか、私たちはどう取り組めばいいかということのを浮き彫りにしたいと私は思うんです。これ私の反省からです。よって、質問をしたいんですけれども、まだもう少し前置きですね。

やっぱり私の一番反省点は、教育委員会の答弁、学校教育課長の答弁を余りにも信頼してきておりました。そのとおりにやれば、高田では、まずそういう重大事態を起こすようなことはない、いわゆる早くいじめを発見して、早く対応して解決していると本当に期待をしておりました。正直な気持ちです。

一番私が反省しているのは、こう言いまして、信頼し切っておったけれども、おとしの10月の大分合同新聞社会面トップで、こういう記事が出ましたね。これを受けて、私は反省を込めて、その12月議会に取り上げました。これを振り上げて、ここでこう振り上げました。その時の新聞です。

これによりますと、大分県では前の年に比べて、いじめの件数が倍になったと。そして、生徒1,000人当たりで見ると、いじめの案件は全国では2番目に多いという記事になっています。それで高田ではどうなんだろうかなというところで質問もしています。高田では、1,000人当たりにしたら、どれぐらいの件数で、全国平均から見たらどうなるんでしょうかと。

これに対して、答えてないんですね。また、そういう質問に対して、教育長はもちろん答えていない。学校教育課長も、そういうのはつかんでおりませんと言う程度、会議録を見れば分かりますけどね。それに対して、残念ながら時間が足らなくて、一番最後に取り上げたもんだから再質問もできないまま終わったんです。それで何を言ったかと言ったら、本当に悪口を言う、些細なことなんですよと。些細なことのいじめが多いいんであって、大したことはないんだというように私がとれるような答弁だったと思うんですよ。なのに、その1年もたないうちに、こういう事態が起こったということは、これは、たとえばいじめが原因であるかどうか分からないけれども、やっぱり重く受け止めなければならないという私の反省、私のこの反省があるんです。

それで、私はその後の再質問もできなかったんですけど、それなら次の議会で取り上げたかと言ったら、取り上げてないんですよ。何か言って言ったら、コロナの問題ね。次の議会はコロナの、去年の3月議会だったですかね、それをコロナという重大事態が起こったものだから、あれだけ質問通告、いろいろ出しておったけれども、全て省略しまして、1時間、新型コロナ防止対策、どうやって防止をするのか、どうやって命や暮らしを守るかというのに1時間割いて議論をしました。

その後も何も、いじめ問題、議論していないんです。それで、そういう立場で何とかして、私は学校が悪いとか、教員が悪いとか、教育長が悪いとかいうことの何か犯人探し、ただ単なる個人攻撃、そんなつもりは全くありません。これでもう次のピラで、どういうものを出そうかと思って夕べ考えたんです、タイトルだけでもですね。とにかくこの豊後高田か

ら、これはみんなの力で学校でのいじめや社会のいじめをなくしたいと、そのためにもみんなで、一言で言ったら、みんなで上げて、今の高田の学校でのいじめの認識を一つにしないと、私の認識が間違っていました。甘く見ておりました。だから、どういうものかということ、今日の議会で浮き彫りにできたらなあ。みんな、誰かが悪いんじゃない、みんながお互いに、この教訓から、この現状から学んで取り組むと、これなしには、学校から、社会からいじめはなくなるというのには私は気がつきました。そういう立場で質問したいと思うということを前置きしておきます。

それで、まずそれでも私はこのことを取り上げることによって、ご遺族から反発を受けるようなことがあったら、私も政治生命が終わると思ひまして、ご遺族にもお会いしました、つい最近。ご遺族は、むしろこの自殺があったことが、ほかの学校に知られていないことが不満だと調査していました。よその学校も調べていました、知ってほしいと。こんな事態が起こっていると知ってほしいと、隠してはならないという立場でありましたので、私は決して学校の名前とか個人名とか、そういうことを出す、あるいは遺族がどういうことを言ったということを出すんじゃない、そういう受け止められましたので、それはどうぞ議会でやってくださいと言われました。頼まれた訳ではありません。それで私も自信持ってやれる、ものすごい、つい二、三日前まで悩みました。そのことも分かっていたいですね。質問は2つなんです。

1つは、本市のいじめ、いわゆる学校におけるいじめの実態は分析されておると思いますので、どういう実態なのかということ、市民に知らせていただいて、どういう実態があるけれども、教育委員会挙げて、学校挙げて、こういうように解決するため頑張っていると。頑張っておると思ひますよ、私は信じています、そのことはね。今の時点で頑張ってくれていることを市民の皆さんに明らかにしてほしいというのが1つの質問です。

2つ目の質問は、正直言って、今回の自殺、少女の自殺問題について、全国的にはこういう案件がどこでどういうことで起こっているのか、教育委員会、市はどういう対応をしてきたかも、私なりに勉強してきました。これだけ勉強したことはありません。

それから、これは滋賀県の津江市で中学生が自殺をした、保護者から調査を依頼されて学校は調査を

3月10日

したけれども、調査の内容がまあ、不十分だとか、隠ぺいしたとか、保護者に伝わらず、保護者の反発を受ける。最終的には市長の判断で調査委員会を立ち上げて調査をした。で、解決をしました。それまでの段階で社会問題になったのは、いじめを隠したということ。それで全国から学校に対しても教育委員会に対しても抗議が殺到しました。これが社会問題で新聞・テレビをにぎわせました。

そのときに、私は、この高田でもそういうことはどうだろうかということで質問した。それは後で述べますけど。よって、2番目の質問は、私の理解では、これ新聞記事をよく読み合わせました。テレビのニュースも全部比較しましたが、みんな、ちょっと私には捉え方がまちまちだなというように思うものだから、正確にするために、この2番目の質問なんです。

どうということかと言いますと、私の自分の勉強した範囲では、今度の案件は、いじめ防止推進法の第28条にうたわれている重大事態というような案件のように、私は認識をします。そうしますと、教育委員会が調査をする場合には、法律的には2つのことを書いていると私は認識しているんです。教育委員会の責任で第三者委員会は立ち上げて調査をしていくのか、それとも学校で、学校に今ある対策委員会の中に弁護士など専門家も加えて、学校のこの調査委員会で調査をするか、その判断は教育委員会でするのではないかなと思うんですね。

私は、これだけ今までの些細な案件でもいじめと認知をしてきたという答弁をずっと繰り返していますから、今度の案件についても、学校ではいじめと認知をしておったんじゃないかなと思えてならないんです。些細なことも全部認知したんだと。認知の数が多いわけですから思うんです。これは私が思うだけです。

だから、そうなれば、調査の結果、遺族から反発を受けるようなことにならず、責任あるところで調査をして、責任ある報告を遺族に伝えれば、遺族から反発を受けることはなかったんじゃないかなあと。それが私は大津事件の教訓ではないかと思うんです。

この新聞読んだ範囲では、そうではなくて、まず学校が調査をしたと。どういう調査をしたかも新聞に書いていますが。それを父兄に示したけども、父兄からは反発を受けたので、第三者委員会を教育委員会は立ち上げたんですよ。法律の趣旨はそうっていないんじゃないかなと思ってならないんです。

むしろ学校の今の現状から見たら、生徒の教育上、あるいは体制上から見ても無理やと。それよりは教育委員会が第三者にお願いして責任ある調査をするのが先だったんじゃないかなと思えてならないんです、これは。私が間違いなら間違いと指摘してください。

そして、その調査の結果、ご遺族に報告をしてもご遺族が納得できないという場合は、ご遺族は市長に訴えることができる。市長に訴えれば、いじめ防止推進法の第30条で、市長が第三者委員会を立ち上げて調査をすると。その結果を市長がご遺族に報告すると。それでもつかなかった場合は、あとにご遺族が民事裁判で訴えるしかないんです。それ権利がありますね。そこまでいくというのは最悪ですよ。

本当に教育のまち豊後高田市では、教育委員会の段階、これは第28条の段階で、教育委員会が第三者委員会立ち上げて、ここで解決できるような、公平な、誰か犯人探しではないですよ、なぜこんなことが起こったのか、起こらないためにどうしたらいいのかということを経験を引き出すようなね。

そして、もう私、ずっと法律解釈全部読みましたけど、因果関係については一番最後ですよ。因果関係から入ったらだめだと書いていますね。解説もガイドブックも全部読みました。そこから見て、もう結論的に、今調べたけど、いじめなかったよなんて言ったらだめなんですよとなっているわけ。反発したら、どうにもならないよということが、解説書、全部書いています。

けども、この新聞記事でいったら、そういうことになってしまったんじゃないかな、残念だなと思うんですよ。私が間違いなのかね。まあ、2月19日の日に第1回の第三者委員会立ち上げたことは分かります。今後は、そこで検証されると思うんです。それを待つしかありません。それはいいんですよ。そうだけど、私はその教育委員会が今回の尊い命を失った案件について、やっぱり、まず調査をしているんだけど、学校調査をやっているけども、学校調査やなくて教育委員会でよく議論をして、教育委員会の責任で調査をするべきやなかったかと思うからこれを聞いているんです。

だから、私がここに質問状出しているのは、だから、一番聞きたいのは、その尊い命を失ったこの事案になっている方は、今まで何度も何度も高田のいじめの件数が何件ですよって報告してきましたが、

そういう認知された人の、認知をされた方だったのか、それとも今回、こういう痛ましい事件が起こって、初めて高田にいじめがあったか、その方、個々がいじめられておったかどうかということになったかと、どちらかが私、分からないんです。どちらか新聞記事読んだ範囲で分かんないんです。

だけでも、こんだけ高田が全国平均より上回る、大分県平均より上回る認知をしているということなから、当然、認知の中に今までのいじめの中に入っておったんじゃないかなという気がしてならないやけどね。

そうしたら、どう対応するかというのは、国も法律に基づいて、いじめ防止の基本方針を出しています。県も出しています。豊後高田市も出しています。全部読みました。学校も法律に基づいて、学校の基本方針を出しています。これも一部の学校のものを読みました。それぞれ立派です、立派に法律どおりにつくられております。このとおりにやれば、まあ重大事態になるようなことはないから、今回のいじめ問題はどうかと、それは疑問を持ちます。まだ分からないからね、分からないから聞いておるんですよ。

だから、その辺は、まずいじめというのは、発覚してから認知をすることでしょ、認知したら対応せんいかんですわね。その対象になっていた人なんですかということをお聞きね。それとも、全くなくて、今度案件が出てから初めて、いじめがあったかどうかということをお調べすることになったのかと。最初から、発覚時から、いわゆる教育委員会がつかんでなかったか知らんけど、学校でもいいですよ、学校でも教育委員会でも、この生徒に対するいじめ発覚からこれまでの取組は、対応は適切であったかということだけ、適切だったと、なかったらなかった、あったらあったでいいです。もうそれが質問です。いいですかね、だから、そう長く言う言葉でなくていいから、そのポイントをね、やって、ここからやっぱり教訓を学びたいんでね、私は分からないから聞いているんです。いいですね。

○議長（北崎安行君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） それでは、大石議員のご質問にお答えをいたします。

昨年11月24日の18時15分頃、学校からの緊急の報告を受けました。すぐに学校に出向いて事実と直面をいたしまして、全教職員で悲しみを共にしたところであります。その後、お参りにも行かせていただ

き、遺影に向かって、改めて友達と過ごした重要な場所であり、何らかのSOSのサインが出ていなかったのか、救えた命ではなかったのか、なぜ気付かなかったのかと自問自答する、そして、自責の念にかられながら今日を迎えているところであります。

その後、2月に入って、第三者調査委員会による調査において、教育委員会からご提案を申し上げる際に、ご家族に、事実をできる限り明らかにしていくこととお話いたしました。

大石議員の言われるように、いじめ問題は、みんなの力による取組が必要とされますし、関係者でしっかりと共有する必要があると考えています。特に、大津市の事案以降、国において、いじめ防止対策推進法の制定、そして、その後、いじめの定義の変更などが行われました。その中で、本市でも、いじめ防止基本方針の下で、子どもたちが嫌と感じたら、それは全ていじめとして捉えることなどを含め、早期に対応してきたところであります。

今回の件につきましても、同様の取組を行ってききましたが、私どもといたしましては、問題をしっかりと共有して、これから二度とこのような痛ましいことが起きないように、まず事実を明らかにし、全ての子どもたちの命を守ること、そして、再発防止に向けて取り組むことが急務だと考えているところであります。

議員ご指摘の具体的な対策、経過につきましては、担当課長から答弁をさせますので、何とぞよろしくお願いたします。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、まず、小中学校のいじめの実態と防止対策についてお答えいたします。

いじめの定義が変更されてから、それまで見逃されがちだった冷やかしかからかいなどについても、議員ご指摘のとおり、積極的に認知し、早期対応、早期解決に向け、各校に設置しています校内対策委員会で組織的に取り組んでおります。

いじめの認知につきましては、今年度12月末現在、小学校で184件、中学校で105件を認知しております。冷やかしかからかい、悪口が半数を占めております。

認知後の現在の解消状況につきましては、小学校で81件、中学校で65件解消しております。率にしますと50.5%です。そのほかの件は対応を継続しておりますが、これまでの当該年度中における解消率を見ますと80%前後となっております。

3月10日

このいじめが解消しているという状態につきましては、いじめに係る行為が少なくとも3か月以上やんでいること、それから当該児童生徒本人並びにその保護者が心身の苦痛を感じていないか面談などにより確認した時点で、そのいじめが解消していると判断するものとされております。

次に、防止対策といたしましては、各校の学校いじめ防止基本方針の下、不安や悩みを相談しやすい関係づくり、定期的なアンケート調査や個人面談の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる子どもたちの状況把握などを行い、些細ないじめも見逃さないよう、早期発見、早期対応を行うように努めています。

また、人間関係づくりプログラムなどを取り入れ、子どもたちのコミュニケーション能力の育成を図ったり、困った時、嫌なことがあった時のSOSの出し方を伝えたり、いじめ防止に関する授業を発達段階に応じて行っております。PTAや学校運営協議会などで、保護者や地域の皆さんに対しても、いじめ防止へのご協力をお願いしているところでございます。

それでは、今回の件につきましての対応について、ご説明申し上げます。

11月に生徒が亡くなられたことを、本当に重く受け止めております。11月24日、市長、中津教育事務所、大分県教育委員会へ報告いたしました。大分県こころの緊急支援チームの派遣を依頼し、翌11月25日から27日の3日間、精神科医やカウンセラーなど6名のスタッフによる生徒と教職員への面談、心のケアを行いました。11月25日に文部科学省への報告を行い、同日、学校内に校内対策委員会を設置いたしました。

大分県生徒支援チームの支援を受けながら、平成23年に文部科学省から通知された指針に沿って、生徒が亡くなるということが起こった時に行う背景調査を始めました。この背景調査は、事実に向き合うために、生徒、教職員に対するアンケートや聞き取りなどを行い、亡くなるに至る過程を丁寧に幅広く調査していくものです。

その後、ご家族から学校へ調査依頼がありました。12月に入り、高田警察署から事件性は認められないと捜査終了の連絡を受けました。学校による背景調査を12月22日に終え、校長からご家族に12月24日に報告をさせていただきました。その際、再調査を求められましたので、その内容について、新たに聞き

取り調査を実施いたしました。その結果を1月29日に校長からご家族へ報告させていただきました。

同日、調査方法等について、学校調査ではご納得がいただけていない旨、学校から教育委員会へ報告がございました。2月4日にご家族に第三者調査委員会での調査を提案、ご説明いたしました。ご家族からの同意をいただき、2月19日に調査委員会を設置し、現在、第三者調査委員会による調査が進んでいるところでございます。

出来得る限りの事実を明らかにし、二度とこのような痛ましいことが起こらないよう丁寧に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今のお二人の説明で分かりましたことは、本市のいじめの実態は、12月末現在で小学校で184件、中学校で105件を認知しているということが分かりました。

しかし、冷やかしかからかい、悪口が半分だという説明もありました。私は、認知数が多いことが大問題というふうに考えていません。早期に発見して早期に解決する、これはもうすばらしいことだと思うんです。だから、認知数だけを問題にしとるんじゃないんです。まだ、今の答弁で、私のメモでは、この184件、105件の認知案件で、既に50.5%は解決をしていると、小中だと思うんです。ちょっとメモがとれなかったんですけどね。

そのことについてなんですけども、解決済みというのを、私は大分県で調べてみましたら、大分県の場合は93.8%、解決済みがね。全国では——ちょっと違ったな、これ認知数や。ちょっと待って。大分県では、小学校83.9%、中学校83.9%、全国では83.2%でね。

だから、大分県の場合は認知数が全国の倍ほどあるというような報告なんだけど、解決数が全国並みというように理解して安心したんですよ、大分県全体は。高田もそうなおるんかなと思っておたら、今、50.5%と聞いたもんですからね、ちょっとびっくりしているんです。

そして、また、冷やかしかからかい、悪口が半数だと、それは本当かもしれないんですけど、それ以外の人の対応が、私たちは心配するとこなんです。だから、まず再質問の1点は、いじめの認知数については、全国的に見ても、大分県の平均から見ても、高田の認知数は多いほうなのか少ないほうなのか、そ

の辺の認識をちょっと明らかにしてもらいたいです。

これまでも全国的なデータを文科省からもらいました。それは児童生徒1,000人当たり何件ということになっています。先ほど振り上げた、この大分合同新聞もそのデータが示されておるんです。これを読みますと、全国ではたしか、全国平均で40.9%、9件じゃね。で、云々とあって、大分県は倍以上になったとあるんですよ、この中に。それで、今のこの解決済みというのは、認知数の認識と解決済みの認識は、大分県の中でもいいほうなのかどうなのか、全国的に比べてみたらどうかというのを知りたいです。

それから、3番目が、私が初めて取り上げたのが、初めてというのが、大津いじめ事件の後のことですよ、それが平成20年9月議会でした。その時、私の記憶では、教育長がこの議会で口頭でいじめ件数を明らかにしたのは初めてだったと思います。たしかに社会問題になりましたので、この豊後高田市でも、名前を出しますけれども、現在の議長、北崎議員です。それから、松本博彰議員がこの問題を取り上げました。くじの順番で、1番が北崎議員、2番が松本議員でした。お二人とも私に勝るような立派な質問をされて、教育長も立派な答弁をされております。

それを受けて、ある議員からは数を明らかにしてほしいという質問がありましたけど、教育長は数を明らかにしなかった。やっぱり、冷やかし、からかい、悪口が半数なんです。それで、しかし、私はこの議場で、教育長が数を明らかにしたのは初めてだったと思うんですよ、私に対する、3番目に立った私の答弁にね。その時に、小学校は5件、中学校は8件、併せて13件。先ほど申したように、そのうちの10件はもう片付いているんだと。あと10件も、もう一定の解消は図られていると言われましたんで、もう期待をしとったんですよ。

その時に、全国に比べてみてどうだったかという私なんか全然自分で分析したこともありませんでした。あと3件ぐらいなんか、片付けてくれるのかなという気持ちだったんですよ。

それで、先ほど課長から数字が出され、解決数の数字が出されたでしょう、その解決数が、その当時に比べて、その当時の解決数より今のほうがよくなっているのか、いや、解決数がだんだん件数も増えているけども、いわゆる未解決で今取り組んでいる人が増えているのか、ここを知りたいところですよ。今、いわゆる2月期末現在で、この豊後高田市

の小学校で、まだいじめを何とか解消するために対応している認知者、認知して、現在対応を続けている人、児童が幾ら、中学生が何人、生徒が何人ということ、このあと何人に対応しているかということが聞きたいんですよ。そのことをちょっと明らかにしてもらえませんか。

それから、いじめを認知したきっかけになったのがどういうことなのかというデータが、文科省からもらいました。全部グラフになってあります。だから、その辺の、その時に私は、まだまだ全くの素人です。分らないからお聞きするんですけども、いじめで認知をするということがどういう経過を経て、認知で文科省まで数字が上がっている大分県が全国で2番目に大きいということが公表されているんですけど、その認知というのは、この際、私は読んだけどまだ理解ができないんですよ。だから、教育委員会では一致しとると思いますので、いじめの認知とはどういう経過を経て、認知とは、学校がすると思うんだけど、教育委員会がするかもしれんけど、認知で文科省まで行っている数字という、その数字の限定になるのは、どういう経過をとって認知したということなのか。

それから、対応についても、いろんな対応、これも教育委員会から、文科省から資料もらいましたけど、認知した後の対応について、いろんな種類がありますね。これは教育委員会がつかんだもの、あるいは教育委員会で片づかんで、他の機関とも協議してやったものなどの分類になっていましたね。いろいろな分類が出とるでしょう。あなたたちが全部報告しないなら、文科省はそういうデータが出ないんですけどね。

私の調査では、高田では、教育委員会が直接対応したというのは、もう県下の中で高田が一番少ないんじゃないかなと思ったんですけど違うかもしれんね。だから、そういうデータ出しているでしょう。学校だけで解決したのか、教育委員会と一緒に解決したのか。それでも片づかんで他の機関とも協議してやったか。他の機関と協議したことは、私の調査では、ないとなっていると思うんですけども、あるのならあると言ってください。その対応の仕方について、もうこういうことなんですから、市民の皆さんご心配ないんですよということなのか、その辺がちょっと大事な観点だと思うんですよ。

それからもう1点で終わりますけど、もう1点は不登校の問題、これも県の教育委員会から、それか

3月10日

ら文科省からももらったんですけど、不登校云々というのを議論するんじゃないんですよ。いじめの問題なんですよ。いじめが原因で不登校になった。不登校というのは30日以上のことというのはよく理解できましたが、そのことが何人かおるのか、いないかと思うんですけど。いわゆる認知した、いじめで認知した人が最悪的には不登校になったと。不登校までいかななくても、いじめが要因で、いじめを認知した子どもが、例えば3日でも1週間でも休むような案件があっているのかなあ、ないのかなあと、解決済みがあまりにも多いから、最初の、教育長の答弁ですよ、みんな解決しよるんだから、あと3件だけだと言ったら、もうほとんどそういう学校を休むようなことなんて、ないでいいなというふうに信じておりましたんで、だから、今分からないので、そのいじめが原因で学校を休むことになった、不登校になったというのは、ないならない、あるならあるということで報告してもらえんでしょうか。

○議長（北崎安行君） しばらく休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（北崎安行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、大石議員の再質問にお答えいたします。

まず、認知件数、解消件数についてなんですけれども、先ほどご答弁申し上げました50.5%は12月末現在の数字でございます。昨年度1年間、3月末の解消率は、過去5年間通しても、本市でも80%前後で解消はされております。年度をまたぐことがございますので、年度をまたいだ段階でも対応を続けておまして、多くの解消が行われているというふうに認識をしております。

それから、過去の県や国の認知数と比べてどうなのかといったところなんでございますが、昨年度の数字で申し上げますと、1,000人当たり、県では小学校が127.7人のところを本市では183.8人、中学校では、県が42.8人に対して本市が207.1人ということで、認知数につきましては県の中では多く認知をしているというふうに捉えております。解消につきましても、県と同様の解消率で取り組んでいるというふうに考えております。

それから、認知の方法につきましては、子どもや保護者からの直接の訴え、それから教職員が、この

子、少し様子が変わるといったようなところから教職員の気付き、定期的に行うアンケート、それから地域や周りの子どもたち、ほかの保護者さんたち等から気づかれた内容について、まず校内対策委員会で情報を共有し、いじめと認知するのか否かといったことを複数で検討してまいります。その対策委員会の中で、いじめと認知した件数について、文部科学省のほうに数字を報告しているという状況でございます。

それから、対応につきましては、教育委員会も一緒に解決に当たったケースというのがございます。それから、警察等の関係機関と連携して対応に当たっているケースもございます。

それから、いじめが原因で不登校になっている子どもたちがいるのかといったケースにつきましては、人間関係のトラブルということでの要因は把握しております。個別、具体の数字等についてはお答えを差し控えさせていただきたいと思いますが、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、再質問の答弁をいただきましたが、ちょっと私は、今の聞いた範囲では、高田の取組状況について全面的に把握できたらいいなと思ったけど、私はちょっと頭の能力が弱いかもしれませんが、私が期待して、私が悪いということと言えと言っているんじゃない。どういう認識か聞いたんだけど、認識がどうも分からないんで残念なんですけど。もう一回、その上に立って再質問をいたします。

一つは、今の数字を聞いてだけで、私は何もこうというふうに確信持って言えないんだけど、大まかに行くならば、高田の児童生徒のいじめ認知件数は、全国では大分県が2番目に高いんだけど、その2番目に高い大分県の中でも平均値よりも高いんだというふうに理解してよいのか。そのことは、先ほど言ったけど、早く発見できたから、その数が大きいことを悪いと言っているんじゃないですよ。だけでも実態はどうなのかと、それだけ把握をしているかということを知りたいんですよ。それが聞きたかった。

2つ目は、昨年9月議会で、豊後高田市のこのいじめの認知数は生徒1人当たり何人なんですかと。全国、大分県の中で見たら、どういう位置かという部分については持ち合わせがないということで答弁

できなかったんです。私なりに調べました。それは県の資料をもらいました。もらいましたけど、これでいったらば、残念ながら、大分県の中で高いほうですね。それ今でもまだ数字が出せませんか。今、分かっている数字で大分県では何番目に高いんだと、1,000人に1人当たりですよ。認知数は出ているはずなんですよ。

その次の、やっぱり解消するために努力されておると思うんですよ。本当に教師の皆さんにはご苦労だと思いますよ。特に、コロナの中で、新たな問題が起こって、子どものね、やっぱり立ち向かって解決するというのは大変なことだと思います、感謝しますよ。だから、先生が悪いなんか言っているんじゃないんですよ。実態をつかんだ上で、体制強化もいいでしょ。体制強化も要るから、私は実態を明らかにしてもらっているんですよ。

それで、解消済みというのも、全国の市町村、県別のも調べましたけど、今の課長の答弁で言ったら、高田の解消率もほぼ80%前後だからそう問題ないという理解なんだけどね。そういう理解でいいですか。理解でいいですか。

そうすると、理解なんか、その時に私が一番気になった、今度の案件でね、解消済みだったら、解消できないで、年度内に解消できないで、あと次年度に引き継ぐ場合があるでしょう。小学校で解消できなかった方は中学校にいったときに、そのいわゆるつなぎといいますか、小学校から中学校につないだ人、低学年から次の学年につないだ案件がどれだけあっているのかね。

そして、私が法律やいろんなものを読んだ限りでは、市のいじめ防止基本方針の中にも、あるいは法律の中にも、各学校がいじめ対策の対策委員会を立ち上げるようになっていきますね。こういう面で立ち上げていますよね。立ち上げるようになっていでしょう。それまでは分かるんですよ、そこはいいんです。その時にね、ここに書いているのは、市の基本方針の中に書かれているのは、いや学校か、どちらかに、学校のものを持っています、幾つか見えますけども。それぞれのところで、いじめを認知したら、その記録を残すことになっているでしょう。これ公文書ですわね。記録を残すようになっている。高田でも、今現在、12月現在で184件、中学校で105件でしょう。105件のいじめを認知してからは、どういふふうに対応したかという記録は全部残っておるんでしょう。という確認でいいですか。残っている

のか残っていないのか。その記録を残すといっても担当教員は大変だと思いますよ。ご苦労に感謝いたします。

ただね、その次なんです。その記録に基づいて、読めば、ものすごい職員の皆さんのご努力で、あるいは保護者のご努力で解決したと思うんですよ。解決する中でね、解決した中で、ああ、先生のこの取組はすごかったな、保護者もすごかったなというのがあると思うんですよ。私は具体的には知りませんが、案件の中にはね、何件かでも。その経験を例えば、Aという学校で起こった案件で、こういう取組でこう片づいたんだと、その経験を各学校で共有する、そういう研修会といいますかね、そのことは教育委員会がリードしないといかんと思うんですよ。必ずあると思うんです。そこから学ぶべく問題があって、再びこういう重大案件を起こしちゃならないということで生かしていくことが大事だと思う、そういうようなことに記録が生かされているんでしょうか。ただ法的に記録を残すから残しておくだけになっているんでしょうか。

それからもう一つは、時間がないんで、残念ながら時間がないんですけど、私は、この問題はほかの問題が質問できなくても大事なものであるし、全市民的に議論してほしいから述べたいんですよ。とにかく、あと今、1項のことで最後の質問で、2項のことで教育長の意見も聞きたいんですけど、だからもう少し少なくしますが。

今回の少女が自宅で自殺事件を受けて、教育委員会では重く受け止めてね、教育委員の会議ですよ、教育長並びに4人の教育委員の会議で、これを、臨時の委員会を開いたか、あるいは定期的に開いてきたと思うんですけども、この事案から、高田の教育委員会では、どこを改めなきゃいかんかったか、今こうせないかんかったような教訓を引き出すような議論をしたのかどうか。

それから、この今回の問題で、各学校に対して、最悪の事態にならないように、いわゆる緊急調査ね、現時点での緊急調査の報告をするように指導して、報告を求めているのかという点も聞きたいところなんです。だから、まだいっぱいあるけど時間がありません。あと2項にも移りたいのでね。今のところを私の質問に、簡単に教えてください。どういふことになっているか聞きたいんで。

○議長(北崎安行君) 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長(衛藤恭子君) それでは、大石議

3月10日

員の再々質問にお答えをいたします。

いじめの認知件数につきましては、大分県の中で豊後高田市は高い認知数、認知件数となっております。

それから、1,000人当たりの昨年度末の人数につきましては、本市が、小学校が205.7人、中学校が107人という数字になっています。

それから、記録を残しているかということにつきましては、各学校で経過記録はとっております。教育委員会には、いじめ発生報告書という形で提出をその都度いただいております。

それから、引き続き80%の解消とありますが、残り解消されていないものについて、なるべく早期に解決するための取組をしっかりと続けていくということは進めているところでございます。

小学校から中学校、中学校から高校等への引継ぎにつきましては、児童生徒支援シートというものを作成し、解消できていない、見守りを続けている児童生徒については、必ずそれぞれの進学先、それから進級する学年に伝えるようにしております。

教育委員会といたしましても、校長会で事例について報告検討したり、それから指導主事が全ての学校に学期に1回訪問をし、それぞれの状況を把握し、個別の指導ということも行っております。

それから、教育委員会での協議につきましては、臨時の教育委員会を持っております。その中で、どういった方向で二度とこういうことを起こさないようにやっていくべきかということは再三お話をしているところでございます。

以上です。(○16番(大石忠昭君) 一番最後の要請がなかったところね、いわゆる大事なところ、この問題で各学校に何か指導したかというのがないじゃないですか。)

○議長(北崎安行君) 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長(衛藤恭子君) 申し訳ございません。答弁漏れがございましたので、お話をさせていただきます。

今回の生徒が亡くなるということが起こって直後、全ての学校にしっかりと対策、子どもたちの状況を見取るようにということで話をさせていただいております。毎月、いじめ件数等についても、教育委員会のほうに上げるように、その都度都度しておりますので、そういったことも見ながら、必要な状況、学校につきましては、現在も指導主事等が対応に当たっているところでございます。

以上です。

○議長(北崎安行君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 時間が5分になりましてね、残念なんですけども。2つ目の項で、重大事態の問題についてです。今の、これまでの答弁では、今回の尊い命を失った案件については、認知件数の中に含まれた児童であったというように考えられますね。それは間違いないですね。それで対応してきたんだと。しかし、それが適正であったかどうかということは、調査委員会で調査結果を待たないと分からんということでもいいですね。いいですかね。いいですね、そういうことでしょうか。

そしたら、それだったらね、何か学校調査をアンケート調査をして云々で、遺族に報告に行つて反発食らったということでね、保護者から、遺族から会つて、第三者委員会を立ち上げたという答弁だったね、今は。けども、この法律の精神からいったらね、まず教育委員会を開いて、この案件が第28条の案件で、第三者委員会で調査をする案件なのか、学校独自でやるかという判断をすべきだったと思います。その辺の認識がどうだったということで問うたけども、答えがなかったんで、私はそう思いますが、間違いないのかね。

で、ちょっと待ってくださいよ。教育委員会を今開いたと言いましたね、教育委員会、この問題開いたと。開いた中で、これを第三者委員会、教育委員会の時に、第三者委員会で調査することにするのか、学校でするかという議論をしたと思いますが、どうだったのかね。

2つ目はね、ここに法律を読んで、私も初めて知りました、恥ずかしいけどね。この大津事件の以後法律が変わっているんですけどね、こういう案件が起こった場合、いわゆる生徒が自殺した場合ね、それは教育委員会だけじゃなくて、市長が招集する市の総合教育会議において議論をすると、基の法律がなっています。教育委員会の関係の法じゃないよ、市長側の法律ですよ。

それをいつ開いたか。私、これは公開するようになってますから、調べてみましたら、自殺が起こったのは11月24日ですね。しかし、これはいじめに関係なく、自殺という行為が起こった以上ね、教育委員会と市長で、何が問題あったのか、市はどうすりゃいいかという意見を調整する会議が開かれるべきなのに、開いたのは今年の2月12日。この中では、この案件が挙げられておりません。学力テストの結果

がこうやったというようなことが大きな議論であって、いじめの解決については一言も語られていないんです。それはなぜなのかですね。

それから、もう市長も、そのことは市長も教育長も、今回の事件を重く受け止めてないんじゃないかと。再発防止、この教育のまち豊後高田から、こういういじめを根絶していくんだと、こういう最悪な事態が起こらないためにね、やっぱり市長も教育長も最後に市民に、ちょっと訴えをお願いしたいと思います。これは、議長、市長に答えさせてくださいよ。休憩とってもいいから、ちゃんとした発言してくださいよ。

○議長（北崎安行君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

大石議員が言われたような調査の方法というの私はあると思います。しかし、今回の事案で豊後高田市教育委員会が取り組んだこの方法もあると、そう思っておりますし、調査の方法、流れにつきましても、県教委及び文部科学省では、ガイドラインに即して取組を進めたところであります。

私ども、11月24日からずっと、本当に救える命ではなかったかという、その反省の下に、市長にも副市長にも、その夜ご相談をしながら、そして今日を迎えているところであります。極めて個人的な個人情報がたくさん含まれておりますから、そういうことで、その都度都度、節目節目で、市長にもご協議をしながら進めているというのが現状であります。これからも二度とこういうことが起きないように、私どもも最大の努力をしていきたいと、そう思っておりますから、どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。（○16番（大石忠昭君） 議長、市長に答弁させてください。しなかったら、もう私は、これは許さんですよ。許さんですよ、それは。こんな問題を市長が答弁しないということはないでしょう。）

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） このたび中学生が亡くなったということは大変憂慮すべき問題であると深く考えております。また、ご家族の悲しみ、また友達等の悲しみも大きいと思っております。原因を調査するための第三者調査委員会も立ち上げて、しっかり原因究明に努めていただきたいと思いますと思っております。

小中学校のいじめの状況につきましては、総合教育会議の中で議題としておりますが、教育委員会を

中心に、各学校で地道な取組を進めております。これからも学校、家庭、地域全体で取り組んでいかなければならない課題だと考えております。

（○16番（大石忠昭君） 時間が足りませんが、終わります。）

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

1番、於久弘治君の発言を許します。

1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 議席番号1番、於久弘治でございます。現在、全世界中において新型コロナのワクチン接種が始まり、少しずつではありますが、収束に向けての希望の光が照らし始めている状況にあります。また、本市におきましても、先日の市長からの提案理由にあったように、まだ不確定な部分もありますが、コロナワクチン接種スケジュールの報告もございました。新型コロナが収束しきれていない状況には変わりありませんが、収束後の経済活動、観光誘致を見据えた議論につきましては、市議会議員の立場としては、立ち止まらずに新型コロナ対策と同時並行に進めていかなければならないと感じています。

今回の一般質問におきましては、本市の課題となっています広域道路の整備並びに畑地化による営農計画を中心に質問いたします。

本市は、隣接する他市と比べて、高速道路や鉄道とのアクセスがうまくとれていないことは市民の皆さんも感じておられ、一言で言いますと、便が悪いというのが共通の認識であると思います。

まず、真玉、香々地海岸線を走る国道213号についてですが、本市の中心部への通勤に利用されている方も多いことだと思いますが、カーブが多く、とても運転しづらいことから、数年前より新たに直線的な道路を計画しているとのうわさを耳にしております。

次に、通称で産業道路と呼ばれています県道中津高田線につきましても、ご存知の方もおられるかと思いますが、ダイハツ中津から今津にかけて、宇佐高家から乙女付近の一部の工事が進められています。以上の2路線の整備は、本市の経済発展並びに観光誘致、つまり地域活性化につながっている重要な路線であると認識しています。整備状況についてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、広域的道路網の整備状況についてお答えします。

3月10日

高速道路や地域高規格道路といった交通網の整備が遅れている本市におきましては、地域経済の活動や企業誘致の促進など本市を発展させていく上で広域的な道路ネットワークの整備は必要不可欠なものであると考えています。

議員ご質問にありますとおり、本市における広域的な主要道路としましては、国道213号や県道中津高田線などが挙げられ、いずれも大分県の管理において、現在、線形改良や拡幅等の整備が進められているところであります。

その整備状況としましては、まず国道213号であります。香々地、真玉間の線形不良箇所の解消、竹田津港へのアクセス改善等を目的として、真玉側工区から事業を進められ、これまで約590メートルの部分開通ができておりましたが、一部用地交渉の難航などにより、現在は香々地側工区の用地買収に着手しているとのことであります。

次に、県道中津高田線につきましては、大分北部中核工業団地とダイハツ九州株式会社やその周辺の自動車関連工場等を結ぶ物流経路の確保、県北地域の広域周遊観光の振興など非常に効果ある路線として、現在、中津市域で4車線化の整備が行われているほか、宇佐市域においては、高速道路宇佐インターへのアクセスへも有効と考えられる柳ヶ浦バイパスの道路整備も進められているところであります。

これらの道路については、多岐にわたり高い整備効果が見込まれるほか、候補路線として位置づけられている地域高規格道路宇佐国見道路の早期の事業化が難しい現状において、この道路の機能を代替できる意味合いもあるなど早期完成が望まれるところであります。

しかしながら、整備完了までには、まだまだ時間がかかる状況にありますので、市としましては、引き続き、高田方面からのアクセス強化も含め、早期に整備できるよう関係機関に働きかけをしまいたいと考えています。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 先ほどの課長からの答弁の中にも、広域的な道路整備は必要不可欠であるとの認識を持たれているという発言がありました。基本的な主体は県にあり、市が関与する部分は少ないのが現状ではありますが、そういった認識を持たれているということには、個人的にはとても安心いたしています。香々地、真玉間の国道213号の整備につい

ては用地交渉が難航しており、県道中津高田線の整備は今後も順調に工事が進められていくとの説明がありました。今後とも県に対しての働きかけをぜひともお願いしたいと思います。

併せてではございますが、早期の事業化が難しいとされる宇佐インターと本市をつなげる宇佐国見道路、一部の工事が進められている大分農業公園インターと本市をつなげるアクセス道路についても、可能性のありなしなど関係なく、今後とも県に対して引き続き要望を上げていただくことを強くお願いいたします。

次の質問です。本市の水田畑地化による営農計画について質問いたします。

皆さんもご承知のとおり、本市は白ネギの生産が盛んであり、いまや西日本一の産地になっています。県の方針においても、米の消費量が年々減少傾向にあることから、平成30年頃から米を中心としてきた政策を見直し、国の動向より先に水田の畑地化による収益性の高い園芸品目への転換に取り組んできています。

しかしながら、沖縄を除く九州圏内の7県別の農業算出額を見ますと、ほとんどの県では金額は伸びているのですが、大分県においては、2007年度が1,326億円だったものが、2018年度には67億円減少となる1,259億円にまで落ち込み、いまや大分県は、佐賀県に抜かれ、沖縄を除く九州では最下位となっています。

また、園芸品目の農業基盤整備については、本市では水崎地区で大規模に進められており、大分県内でも本年度末までに約350ヘクタールが畑地化となり、2028年度の目標を1,500ヘクタールから2,000ヘクタールに引き上げるとも聞いています。

こういった状況下の中、本市として水田畑地化による営農をどのように進められているのかをお聞きします。

○議長（北崎安行君） 農業ブランド推進課長、黒木雄二君。

○農業ブランド推進課長（黒木雄二君） 本市の水田畑作化による営農計画についてのご質問にお答えします。

水田農業においては、米を中心に作付されてきましたが、米の消費量減少から水稻以外の品目への転作が取り組まれてきました。国内の米の消費量が1年間に約10万トンずつ減少していく状況において、水稻策から脱却し、園芸品目等の高収益作物の生産

が地域農業の活性化につながっていくものとして、国及び県は、水田の畑地化と高収益作物の作付を推進しているところです。

本市においても、米余りによる価格の低迷から脱却し、農家所得の向上を図るためには、高収益な園芸作物や畑作物が安定して生産できる基盤が必要であり、水田を畑地化し、排水良好な生産基盤の整備に取り組んでおります。

具体的な畑地化品目としては、白ネギを中心に呉崎地区、真玉地区において、平成28年度から昨年度までに7.1ヘクタールの整備に取り組み、着実に面積拡大を図っております。

また、現在整備中であります水崎地区をはじめ、中真玉地区などの水田畑地化を進めている地区においては、白ネギの生産拡大とともに、整備後における生産者の営農の効率化に向け、担い手への農地の集約と団地化に取り組み、さらなる営農体制の強化を図ってまいります。

○議長（北崎安行君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 私自身の個人的な見解ですが、今後の営農のポイントは、新規就農をどのように促していくかだと思います。

先月2月28日の大分合同新聞の記事には、国東市で昨年、30代の兄弟が会社勤めを辞め、地元で就農し、県や市から助成並びに指導を受け、小ネギを栽培しているとのことでした。彼らは、米では、大規模でないことには収益が上がらないため、野菜であれば専業農家としてやっていくことができるのではないかと考えたそうです。

そこで再質問をいたします。本市においても、こういった若者を増やしていくことが必要だと思いますが、現在、進められています水田畑地化の取組について、どのようにして新規就農の確保につながられていくのかをお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 農業ブランド推進課長、黒木雄二君。

○農業ブランド推進課長（黒木雄二君） 於久議員の再質問にお答えします。

水田畑地化による高収益作物の面積拡大については、現在、整備中であります水崎地区や中真玉地区では、約25ヘクタールの畑地化整備面積に対し、白ネギや大麦若葉などの品目を選定しており、既存の認定農業者や農業法人に加え、新規就農者への営農開始用地として誘致を計画しております。

今後も畑地化可能な地域については、県と連携し

ながら計画を策定し、新たな計画により生じた農地については、後継者を含む新規就農者への配分を優先としながら、担い手の確保育成を図ることにより、本市の重点施策であります移住定住促進に努めてまいります。

○議長（北崎安行君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 情報番組等で、既に耳にされている方もおられるかと思いますが、2020年の世界人口が約78億人に対し、30年後の2050年には世界人口が100億人に達すると言われ、併せて地球温暖化による気候変動により今後の世界の穀倉地帯の需要供給バランスが崩れ、世界中に食料不足が発生するのではないかととも言われています。

先ほどの課長からの答弁の中にもあったように、どのように今後、営農について取り組んでいくのかについては、後継者不足や収益を上げるための作業の効率化、農作業の機械化などの課題、問題点が山積していることだと思います。就農者、特に新規就農者へ対しては、先ほど説明いたしました国東市の事例からも言えるように、県と市が連携し、就農初期の設備投資などを援助し、栽培や経営指導をきちんと行える体制を構築していただけるようお願いいたします。

それでは、最後の質問です。いじめ問題第三者委員会について質問いたします。先ほどの大石議員の質問内容と重複する部分もあると思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

こちらの質問に入る前に、昨年11月にお亡くなりになられた女子生徒並びにご家族に対しまして、心よりお悔やみ申し上げます。

女子生徒は弱冠13歳という若さで自らの命を絶つ行為に至ったのには、我々では想像できないほどの深い悩みや苦しみを持たれていたことだと思います。同時にご家族も、大切なお子様を亡くし、深い悲しみにさいなまれていることだと思います。

本市におきましては、昨年の12月議会に、重大事態が市内の小学校または中学校で発生した場合に、その事実関係を調査するための調査機関として、いじめ問題第三者委員会が設置されました。先月の19日には、第三者委員会を設置され、会合が開かれたとのことをお聞きしています。お亡くなりになられた女子生徒並びにご家族の方に配慮し、詳細な内容につきましては公開できない部分がたくさんあることは十分に理解しています。議場の場でお話できる範囲内で結構でございます。第三者委員会の取組に

3月10日

ついてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、第三者調査委員会の取組についてお答えをいたします。

まず、第三者調査委員会の役割についてご説明申し上げます。いじめ防止対策推進法で、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時及びいじめにより相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時、その事態に対処し、同じような事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするために調査を行い、明らかになった事実関係に基づいて再発防止策を検討、提言する委員会と定義付けられております。

本市の第三者調査委員会の調査についてでございますが、2月19日に設置をし、現在、調査を進めております。中立公正、独立性に基づく調査となるように、各職能団体からご推選をいただき、弁護士、医師、大学教授、公認心理師、社会福祉士の5名で構成しております。会の委員長は互選で選出され、弁護士が委員長になっています。調査は、教育委員会や学校とは独立した形で進められており、調査委員長から、調査中の内容につきましては公表しないが、調査がまとまった段階で公表すると伺っておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 文部科学省においても、自殺した児童生徒の数が令和元年度で小学校4名、中学校91名、高等学校で222名、全体で317名となり、前年度平成30年度の322名と比較しても、近年では高止まり傾向となっている状況を踏まえて、令和2年2月26日付に児童生徒の自殺予防についてと題し、学校における早期発見に向けた取組、保護者に対する家庭における見守りの促進等の通知を出し、各都道府県に周知するよう取り組んでいる状況です。

そこで、再質問いたします。現段階において、教育現場では、どのような取組をされているのかをお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、於久議員からの、教育現場で今どのような取組をしているのかという再質問にお答えいたします。

まず、今回の件で、子どもたちが、周囲から入るうわさ話などにより動揺し、情緒不安定になった時など、その要請に応じ、緊急にスクールカウンセラー

を派遣しております。各学校では、些細な子どもの変化を見逃さず、チームできめ細かな対応を進め、家庭、地域の方々、関係機関と連携して子どもを守るということを改めて確認いたしました。

そして今、子どもたちにSOSの出し方教育などを強く進めていかなければならないと考えております。自分の心の痛みに気が付くことや、自分の辛さや困りが生じた時、誰にどうやって助けを求めればよいのかを学んだり、様々な困難やストレスへの対処の仕方を知り、行動できる力をつけたり、そういった取組の必要性を感じております。今やっていることに加え、今後、学校教育で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（北崎安行君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 亡くなられる児童生徒の理由として、文部科学省の調査を過去に3つの背景に分けて行っています。第1に、進路の問題、不登校問題、友人関係の悩み等の学校的背景。第2に、保護者との関係がとれていないこと、保護者の離婚、経済的困難の家庭的背景、第3に、精神的な治療経験がある、自分自身を傷つける自傷行為、孤立していることなどの個人的背景となり、この3つの学校要因、家庭要因、個人要因が複雑に関連し合っているとのことでした。

以上のことから、何が原因であるのかを特定していくことは、とても困難を要することのように感じられますが、第三者委員会では、亡くなられた女子生徒並びにご家族のためにも、調査を徹底的に行い、このような悲しい出来事が二度と起きないように、再発防止に向けた取組を一層強化していただくよう強く要望し、質問を終わります。

○議長（北崎安行君） しばらく休憩します。

午後の会議は13時に再開いたします。よろしくお聞きいたします。

午前11時57分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（北崎安行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。9番、中山田健晴君の発言を許します。

9番、中山田健晴君。

○9番（中山田健晴君） 議席番号9番、中山田健晴です。一般質問を行います。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症対策事業について質問いたします。

ご案内のように、新型コロナウイルス感染拡大により、政府は昨年4月及び本年1月と2度にわたり緊急事態宣言を発令しました。1度目は、昨年4月でした。首都圏を中心に、コロナの感染が始まり、徐々に全国的に感染拡大が起り、その後、全国一斉に緊急事態宣言が発令されました。本市におきましても、感染防止に向けての厳しい自粛生活が始まり、市民の皆様にも大変な我慢をしていただき、多くの犠牲を払っていただきました。

次に、2度目の発令は、年末年始にかけて第3波と言われる感染爆発が発生し、再び地域経済、市民生活に大きなダメージが生じました。その後、大都市を中心にさらに感染爆発が生じ、本年1月に、11都道府県を地域指定し、再び緊急事態宣言が発令されました。大分県においては、指定地域にはなりませんでしたが、指定外においても1度目と同様の自粛生活が強いられました。指定宣言地域同様に、移動・外出の禁止、多人数での会食の自粛、3密の回避など多くの感染防止対策が強要されました。

町なかでは、観光客や市民の姿が消え、人流が著しく途絶え、飲食業、観光業は大きな打撃を受けました。一番の稼ぎ時である年末年始の営業が落ち込み、自粛の影響は大変大きいものでありました。当然、事業者の被害が大きく、事業存続、経営困難につながります。しかしながら、指定地域と同様の感染防止対策を行い、コロナを終息させねばなりません。

皆さんご承知のように、本市においても市民の協力の下、官民一体となり、指定地域と同様あるいはそれ以上の感染防止対策に取り組みました。前回の対策であります。最大限の努力に努めました。

市民の皆様方には、不自由で不便な自粛生活をさせていただきましたが、何とか新型コロナウイルス感染を抑えることができました。皆様の協力と努力に感謝申し上げます。

おかげで、本市においてはコロナ感染も落ち着き、安堵しているところであります。しかし、その影響は甚大なものでありました。新型コロナウイルス感染症により、地域経済状況の逼迫は顕著であります。市内の事業者は大変苦勞しています。今後とも様々な経済支援対策が喫緊の課題であると考えます。

この2度の緊急事態宣言が本市に及ぼしました影響について見解を求めます。

また、先日的一般質問の質疑において、新規支援事業が創設されたという説明がありました。緊急事

態宣言の影響に係る一時支援金であります。中小法人が60万円、個人事業者が30万円が創出されました。

3月8日に発表されました。事業者にとりましては大変ありがたい支援策であります。対象になり得る事業者への周知及び啓発を徹底していただき、できるだけ多くの事業者に活用していただけるようお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症禍における飲食店の感染防止対策と事業補助についてを質問します。

本市においては、市民の努力と協力によりましてコロナウイルスの感染は下火になってきました。ご案内のように、県内においてはここ数日、発症ゼロが続いています。しかし、コロナウイルスが消滅したわけではありません。いつ何どき感染拡大が発生するかも分かりません。今後ともコロナ禍において感染防止対策を図りながらの生活及び経済活動を続けなければと思います。

このような中、先日、商店街において、今後の地域商店街活性化対策についての会議が行われました。今後、経済再生を目指し、本市で今何をなすかと議論がありました。このコロナ禍においても、外来のお客様及び市民の多くの人々に安心して来ていただける場所づくりをすることが喫緊の課題であると結論が出ました。

それには、感染症対策を徹底し、飲食店での予防対策としてパーティションの設置や店舗内の二酸化炭素濃度測定装置等の設置が有効であると思います。十分な感染予防対策を講じ、豊後高田市は安心して行けるまちであるとアピールするとともに、まち全体のスキルアップを目指す必要な施策と考えます。

しかしながら、ご承知のように、今回のコロナ感染によるダメージは相当なものであり、対象事業者も大変苦慮しています。今後とも経済再生に向けて、感染予防体制につきまして官民一体の取組が必要と考えますが、見解を求めます。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 新型コロナウイルス感染症対策事業について、緊急事態宣言が本市に及ぼした影響についてお答えいたします。

昨年の春4月7日に、首都圏を中心に7都道府県に緊急事態宣言が発令され、その後、4月16日に対象範囲が全国に拡大されました。これを受けて、本市におきましても感染防止のためほとんどの施設を閉鎖とし、人が集まるイベント、会議等も中止いたしました。観光客の激減はもとより、ステイホーム

3月10日

ということで外出、外食が自粛となり、飲食業、宿泊業を中心に大きな影響が出ました。

その後、少し落ち着きかけた夏に第2波が全国的に蔓延し、その後、秋口から鎮静化に向かい、ようやく日常生活にやや戻りかけた矢先、11月末から都市圏を中心に第3波が発生し、全国に拡大したところです。

本市におきましてもその影響は大きく、12月以降、観光客が再び減少に転じ、外食の自粛、忘年会、新年会など宴会の中止により、昭和の町、宮町はもとより、市内全域で飲食、宿泊業及び観光業を中心に大きな影響を受けました。

具体的に申し上げますと、昭和の町への入り込み客数は、前年対比55%減の18万2,000人、六郷満山寺院への拝観客数は約半数となり、昨年1年間の本市全体の観光入り込み客数は前年対比40%減の約72万6,000人で、過去に経験したことがない、非常に厳しい状況となりました。

特に、年明け以降は、お隣の福岡県が緊急事態宣言の対象地域に指定されたこともあり、飲食、宿泊、小売などを中心に、さらに厳しい状況となり、そのままの状態が続いている状況であります。

こうした状況を踏まえ、本市ではこれまで市独自の事業者支援策として、店舗等家賃補助、3年間の利子補給、雇用維持助成金、再就職奨励金、再生支援補助金、感染防止対策補助金、宿泊費補助、共通入浴券等、そして消費喚起のプレミアム商品券など様々な事業を実施するとともに、国の各種支援制度の申請相談なども行ってきたところであります。

本市の第3波への対応としましては、お店の味をお家で楽しもうを合い言葉に、テイクアウト促進のためにチラシを商工会議所、商工会と連携して作成し、2月20日に新聞折り込みで配付したところであります。

この豊後高田エール飯を、チラシを活用し、市民の皆様にもお店の料理をご自宅で楽しんでもらいたいと思い、実施いたしました。

また、12月から2月までの間に売上げが3割以上減少した小規模事業者を対象に、店舗等の家賃補助を行うため、今回、補正予算に1,620万円を計上しております。

さらに、感染防止対策で経済的負担を強いられている市民の皆様への支援と、低迷する地域内の消費の喚起のため、市民の皆様全員へ、1人当たり5,000円分の商品券、地域振興券を配布するとともに、2

割お得なプレミアム商品券、総額3億円の発行を予定しております。補正予算に係る予算2億100万円を計上しております。

本市では、地域内の消費を喚起するため、昨年からは、これまでも2回、合計4億8,000万円のプレミアム商品券の発行を行っており、今回の地域振興券1億3,500万円とプレミアム商品券3億円の合計4億3,500万円を加えますと、総額9億1,500万円となります。これは、近隣の自治体と市民1人当たりで比較しますと中津市の2.8倍、宇佐市の3.7倍の商品券を発行することとなります。今後とも市民の皆さんが安心して暮らせるように、新型コロナウイルスの感染防止に努めながら、地域振興にも取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 商工観光課、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、新型コロナウイルス感染症対策事業についてのご質問のうち、まず緊急事態宣言が本市に及ぼした影響についてお答えいたします。

先ほど、市長答弁の中でも申し上げましたように、飲食、小売店、宿泊業などを中心に、大変大きな打撃を受けている状況でございます。こうした状況を踏まえまして、大分県では幅広い事業者を支援するため、1月下旬に無利子無担保の制度融資、頑張ろうおおいた資金繰り応援資金の融資枠を6,000万円まで拡充するとともに、25%お得なGoToEatおおいた味力食うぼん券の期間延長を行いました。特に、この県の制度融資や公庫融資につきましては、融資を受けている事業者に対しまして、融資とは別に、中小企業小規模事業者応援金としまして、法人70万円、個人事業者35万円の給付金を県が行っておりますので、まだ制度融資をご利用されていない方につきましては、ぜひ最寄りの金融機関にご相談いただきたいと思います。

また、国におきましては、緊急事態宣言での損失補填の対象となった事業者と対象とならなかった事業者との格差の是正のための支援事業といたしまして、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金を創設しました。

この一時支援金につきましては、1月に発令されました緊急事態宣言に伴います飲食店の時短営業や外出自粛等の影響によりまして、今年の1月から3月までの任意の一月の売上げが前年同期に比べまして50%以上減少している事業者が対象となるもので

ございまして、中小法人は上限60万円、個人事業者は30万円を上限としまして、前年同期との差額を支給する新たな制度でございます。申請期間は3月8日から5月末までとなっております。現在、経済産業省の一時支援金の専用サイトによるインターネットでの受付を開始しております。受付はインターネットが基本となっております。

大分県から一昨日、本市を含めました大分県全体がこの制度の対象地域になるとの連絡があったところでございます。詳細につきましては、経済産業省の一時支援金の専用ホームページをご覧くださいと思いますが、非常に有利な制度でもございますので、市のホームページはもとより、関係機関、関係団体等を通じまして周知してまいりたいと思っております。

また、本市の第3波への対策として実施いたします小規模事業者を対象とした店舗等の家賃補助につきましては、家賃の8割、月額6万円を上限にいたしまして、3か月分を補助するものでございます。予算議決後、24日からの申請受付を現在予定しているところでございます。

また、市民皆様の全員に配布いたします地域振興券につきましては、地区ごとの事前配布会を5月下旬から、またプレミアム商品券の発売も5月下旬から実施したいと考えております。

次に、飲食店についての感染防止対策についてご説明申し上げます。

飲食店、宿泊業、小売店など接客対応が必要な業種におけます感染防止対策は非常に重要であることから、本市では、昨年春に商工会議所、商工会、市観光協会などの関係団体を通じまして、各種業界団体が作成しました業種ごとの感染防止ガイドラインの配布、周知を行うとともに、6月議会におきまして中小企業者感染予防促進事業の補正予算を計上いたしました。

小規模事業者には2万円、中小企業には4万円を上限にいたしまして、消毒液や仕切り板、マスクなど店舗等の感染防止対策に広く使用できる補助金を創設したところでございます。この事業は12月で締め切りとなりましたが、実績を申し上げますと、これまで全体で228件、総額544万5,000円を支給したところでございます。

今後の事業者への感染予防対策に係る支援についてでございますが、今回、小規模事業者の店舗等家賃支援と市民全員に対する地域振興券とプレミアム

商品券の発行による消費喚起ということで、他市にはない規模で幅広く支援いたしますので、現在のところ、事業者向けの感染予防対策の支援者助成は予定しておりません。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 9番、中山田健晴君。

○9番（中山田健晴君） 再質問をします。

今回、2度の緊急事態宣言が発令されましたが、1度目が全国一斉、2度目が地域指定ということでありまして、1度目の全国一斉においては、日本全国どこの地域においても同様の補助事業が行われました。2度目の地域指定によりまして、その補助が行き届くところと行き届かないところが生じまして、支援策の不公平が大変生じたと考えております。

ここに、大分合同新聞2月28日の中で、この支援格差について、全国の知事会から意見が出されまして、「『支援格差続く不満、宣言対象外地域の方も早急に』各地知事が切実な訴え」というふうな見出しで大きく出ております。私も、指定地域外のこの豊後高田市、大分県におりまして、隣の福岡県では、お聞きしますと豊前市、築上郡、すぐ中津市の隣ですが、そこには宣言中に日額6万円の補助金に来て、現在、緊急事態措置は解除されたんですけども、それでもまだ時短要請がありまして、日額4万円の補助金が出ております。

確かに、大分県も県として中小企業あるいは個人商店に現金の支給はありましたが、それにしてもちょっと差が大きいんじゃないかということでありますので、このようなことが起こらないように、市長も、全国市長会あるいは知事会を通して国のほうに意見を述べていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。見解を求めます。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、新型コロナウイルスの影響の再質問にお答えいたしたいと思っております。

緊急事態宣言の対象地域とその他の地域の格差につきましては、先ほど中山田議員からも説明がありましたように、非常に大きいものがございます。先ほども述べられましたように、これは全国の非常に大きな問題でございまして、全国の知事会において、国と頻りにやり取りする中で、何度も国に要望を行ったみたいでございまして。最近では、2月27日にまとめました今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言の中で、この実行格差是正、宣言地域の対象だった店、それ以外の店へのその対応につ

3月10日

いて強い要望を国のほうに求めています。

そういったことを多分踏まえてのことだと思えますが、先ほどもちょっとご答弁の中で申し上げましたが、経済産業省の中で、一時支援金と短縮して呼ばれていますが、こういった制度が設けられたようでございます。

これは、対象地域外の店、補填が受けられなかった店や対象地域外でも、先ほど言いましたように緊急事態宣言の対象地域からのお客さんが途絶えたとか、取引の影響が大きかった、そういった地域に対して、影響が大きい、先ほど言いましたように、前年もしくは前々年に比べて50%以上売上げが減少している事業者に対しまして、中小法人は60万円を上限、個人事業主には30万円を上限とした一時支援金という制度が動き出したようでございます。

まだ動き出したばかりで、完全に体制は整っていないようでございますが、経済産業省もしくはインターネットで一時支援金と打てばこのサイトが出てきますので、詳しくはそちらをご覧くださいと思います。

先ほど言いましたように3月8日から受付が始まった制度でございますので、市といたしましてもホームページ、また商工会や商工会議所、関係団体を通じて、この事業の周知に努めてまいりたいと思っております。

県から一昨日連絡がありまして、この対象事業の大分県全県下の事業者が対象になるということでございますので、ぜひこの制度をご活用いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 9番、中山田健晴君。

○9番（中山田健晴君） やはり政治力で、皆さんの声が国に届けば、こういう新しい事業ができるんだなというのを感じておりますので、今後ともぜひ皆さんと力を合わせながら国のほうに要望していただきたいと思います。

また、先ほど課長から、新規事業についてありましたけど、これの周知徹底、利用価値がありますので、ぜひよろしく願います。

次に、中心商店街及び20周年を迎える昭和の町の活性化についてを質疑いたします。

旧大銀跡地において新たな施設が完成しつつあります。もうほぼ完成しておりますね。この施設の有効活用こそが中心市街地並びに昭和の町の活性化につながり、町おこしの核となると考えられています。

また、この施設は店舗・住居一体型となっており、移住対策にも多大な効果が期待できます。現時点での応募状況及びその経過、今後の計画につきまして説明を求めます。

次に、昭和の町20周年事業に向けての事業計画についてお尋ねします。

現在、この事業の概要の説明とオープンイベント等を含め、今後の計画につき説明を求めます。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、中心商店街及び20周年を迎える昭和の町の活性化対策についてのご質問のうち、初めに、旧大分銀行跡地の昭和の町創業支援施設についてお答えいたします。

まず初めに、進捗状況についてでございますが、旧大分銀行跡地の昭和の町創業支援施設につきましては、当初、1月29日までの工期で建設工事を進めてまいりましたが、コロナ禍による資材調達や感染防止対策の徹底による作業の遅延等によりまして、工期を3月19日まで延長して、現在、最後の仕上げを行っているところでございます。

地域住民の皆様方には、長期間にわたりまして大変ご迷惑をおかけしておりますが、いましばらくご協力いただけますよう、よろしく願い申し上げます。

次に、入居者の募集状況についてでございますが、昨年11月13日から12月25日にかけて、旧安東薬局を含めた第1次募集を行ったところ、全体で4件のご応募をいただきました。審査の結果、そのうちの1件が旧大分銀行跡地の向かって左側、道路側に位置するA棟におきまして創業することが決定したところでございます。

また、現在、2月24日から5月28日までの間で第2次募集を行っておりますので、コロナ禍ということで非常に厳しい状況ではございますが、多くのお申込みをお待ちしております。

今後の施設の活用方法などについてでございますが、現状では入居者が1件だけとなっておりますので、今後のコロナ禍の状況にもよりますが、当分の間はフリーマーケットや一時的なチャレンジショップなどの活用を検討してまいりたいと考えております。

また、向かって右側の交流拠点施設につきましては、日中は開放しまして、観光客の皆さんの休憩スペース、また公衆トイレとして活用するとともに、休憩所で市内の観光スポット、イベント等を紹介す

るPRビデオを流すことにより、昭和の町から他の観光スポットへ観光客を誘導してまいりたいと考えております。

さらに、地域の皆さんが集会や展示会等にも利用できるよう、多目的スペースもございますので、市内外の交流拠点として活用していきたいと思っております。

なお、公衆トイレにつきましては、中央通りの旧安東薬局の創業支援施設のほうにも整備させていただいておりますので、併せてご活用いただければと思っております。

次に、昭和の町20周年事業、事業計画についてご説明申し上げます。

地域の個性であります古い町並みを活用し、商業と観光の一体的振興を目指しました昭和の町は、平成13年9月にスタートし、今年の9月で20周年の節目を迎えます。本市では、この節目を迎えるに当たりまして、団体客の減少や昭和の町のコンセプトの希薄化などにより、近年停滞ぎみでありました昭和の町の持続的発展を図るため、本年度から国の地方創生交付金を活用しまして、豊後高田昭和の町リ・ブランディング事業に着手いたしました。昭和の町の関係者の皆さんのご協力を得まして、昭和の町リ・ブランディング計画を策定したところでございます。

この計画では、昭和の町の魅力を維持するために、観光客に共感してもらうことが必要であり、いま一度原点に立ち返るとともに、ブランドコンセプトを恩送りいたしました。この恩送りとは、情けは人のためならずということわざがありますように、人に対して情けをかければ、巡り巡って自分に良い報いが返ってくるということで、各お店から恩送りがなされ、共有され、拡散されることによりまして、次世代にまで伝わることで、昭和の町のみならず、豊後高田市全体に良い循環が生まれてくるということでございます。

このブランドコンセプトに基づきまして、昭和の町の4つのコンセプトは守りつつも、時代に合わせて必要などころは変えていき、魅力向上に向けた事業に取り組むこととしております。

また、近年の首都圏の若者、特に女性を中心にニューレトロということで、また昭和のブームが来つつあります。このブームを有効活用して、昭和の町への誘客を進めるため、現在検討している概要としましては、映画会社と連携し、昭和の町をより昭和らしく見せる手法の検討、企業とタイアップした

昭和の町での展示会やイベントの開催、ニューレトロを活用した商品や体験メニューの開発などを予定しております。

また、当初の計画では、今年は、先ほど申し上げましたように、昭和の町誕生20周年の記念すべき年でもありますので、本年度からプレイベントを開催し、昭和の町の拠点施設の完成時には盛大に皆さんとお祝いするため、大きなオープニングイベントの開催を予定しておりました。しかしながら、いまだコロナ禍の終息が見通せない状況から開催できなくなった次第でございます。その代わりに、地元の関係者の皆さんにお集まりいただき、少人数での簡単なセレモニーと内覧会の開催をすることと計画しております。

新年度も、当初は大規模なイベント等の開催は困難と思われませんが、新型コロナの状況を考慮しつつ、誘客イベントの開催を検討していきたいと思っております。

なお、20周年という大きな節目でもございますので、誘客イベントとは別に、昭和の町功労者表彰なども含めました記念式典の開催も併せて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 9番、中山田健晴君。

○9番（中山田健晴君） 次に、移住・定住対策について質問いたします。

宝島社の住みたい田舎ベストランキングの小さな市部門において4冠を達成し、日本一となりました。大変な偉業であり、喜ばしいことです。これを機に、多くの人々が本市に関心を持っていただき、多くの移住者が希望につながれば大変ありがたいと考えます。コロナ禍ではありますが、現時点での状況をお尋ねします。

次に、定住促進住宅についてであります。

真玉・都甲住宅団地への入居はどうなっているのでしょうか。昨年の6月の定例会で、井ノ口議員の質問に対して、執行部より、真玉・都甲両団地、合わせて12区画ですという答えがありました。現在はどうなっているか、説明を求めます。

○議長（北崎安行君） 地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） それでは、移住・定住対策に関するご質問にお答えします。

本市の移住・定住の取組につきましては、先般の市長からの提案理由及び今、中山田議員ご案内のと

3月10日

おり、このたび第9回住みたい田舎ベストランキングにおきまして、10万人未満の市部門において、総合部門で3年連続、子育て部門は2年連続、さらに全4部門で第1位となるなど全国トップとも言える評価をいただき、同雑誌の編集長からは、最強の移住地としてメディア内でご紹介をいただいたところです。

こうした中で、現在の移住状況ですが、今年度は、令和3年2月末時点でありませけれども、135世帯310人となっており、昨年度同期に比べ、4世帯26人の増となるとともに、これまでの最高実績であった平成28年度の142世帯307人を、人数では既に上回り、過去最高となっております。

この状況は、各紙マスコミからも注目をいただき、移住・定住の取組をはじめ、全国でも輝いているまちとして、今回、3月20日午後4時から全国放送にて紹介されることとなっております。

このように、テレビや雑誌、新聞など多様なメディアから取り上げられることで、移住に関するお問い合わせや相談につきましても、正確な集計ではありませんが、窓口での対応や電話、本年度から始めたオンライン相談などを含め非常に増えている状況にあり、移住に際し空き家を利用するため、本市空き家バンクへの利用登録につきましても、近年は年間で500世帯程度の方に新たに登録をいただくというような状況となっております。

次に、真玉・都甲団地の現状についてですけれども、本年3月5日時点で真玉団地に19件、都甲団地に3件の計22区画の予約をいただいている状況です。

先ほど議員が言われましたけれども、昨年6月の第2回の定例会では12区画でしたので、この間、着実に予約をいただきながら、真玉・都甲両団地全体の42区画の半数を超える状況となりました。

都甲団地につきましては、既に建築が終了し、2世帯7人の方が入居を済ませており、また、真玉団地につきましても現在順次建築が進んでいる状況であります。

今後につきましても、今回のこの住みたい田舎ベストランキングの4冠達成という成果をより前面に出しながら、市の情報発信やPR、空き家バンクの物件等の推進などに努め、さらなる移住・定住促進に向け取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（北崎安行君） 9番、中山田健晴君。

○9番（中山田健晴君） 今の答弁により、本市へ

の移住が大変多くあるということがよくわかりました。

ここに、2月26日ですか、大分合同新聞に県内の人口動態が出ております。転出人口から流入人口を差し引いた社会増のランクが出ていますが、大分が1番で239人、中津市が155人、豊後高田市が3位で89人です。これが20年の10月推計となっておりますが、大分市につきましては、県内からの移住が多いということです。中津市は、車関係の事業が今、好調ですので、それによる人口増だろうという分析をされています。豊後高田市においては、市が力を入れる移住施策もあり、県外から移住する人も多いというような評価がされております。

先ほど、空き家バンクも500件というようなことがありますので、そしてまた今度、3月にテレビの放映もあるということでもあります。追い風になると思いますので、皆さんで力を合わせて、少しでも多くの方が豊後高田市に移住していただけるように頑張っていきたいと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

5番、井ノ口憲治君の発言を許します。

5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 議席番号5番の井ノ口憲治でございます。

1項目めは、学校を休んでいる職員がいるのに、教育委員会は代替職員をすぐ配置してくれない。一生懸命努力をさせていただいているのだと思いますが、見つけるのも学校任せになっていて、学校現場も大変だというような声が聞かれます。そこで、現在どのような学校現場の状況になっているのかお尋ねをします。

まず第1点目は、代替職員の配置状況について。病休、産休・育休等で休まれている職員もいるのではないかと思います、代替職員は確保できているのかどうかお尋ねをします。

2点目は、代替職員を見つけていないのかどうかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、代替職員の配置状況についてのご質問にお答えをいたします。

現時点で産休・育休、病休者は10名でございます。代替職員は8名配備されておりますが、2名配置で

きていない状況です。

代替職員の派遣につきましては、県費負担職員のため、県教育委員会から派遣される仕組みになっております。しかしながら、現在、県内において臨時講師の確保が非常に厳しい状況でございます。現在も市教委として代替職員の派遣を県に対し再三要請をしておりますが、市の中でも探さなければならない状況でございます。

配置について学校任せになっていないかというご質問ですが、先ほど申し上げた状況でございますので、学校の先生方の協力もいただきながら、市教育委員会が学校とも連携をして、退職された方や教員免許を持っている方などを探し、声をかけ、確保に努めているところでございますので、ご理解いただければと思います。

子どもたちの学びを保证するために、人員確保や現制度の見直しなど、学校の置かれている現状について、機会あるごとに県教育委員会へも要望しているところでございます。

以上です。

○議長（北崎安行君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） ありがとうございます。もう1点目は以上で終わります。

次に、2点目でございます。まず、市内の中学生が自ら命を絶ったという件について何点かお尋ねしたいと思います。

1点目は、12月議会に急に追加議案として、豊後高田市いじめ問題第三者調査委員会条例、豊後高田市いじめ問題再調査委員会条例制定議案を提出いたしました。なぜ急に追加議案となったのかお尋ねをします。

2点目は、新聞報道によりますと、これは大分合同新聞でございます。県内の自治体の動きに合わせて条例を整備することとされ、また12月議会では、重大事態に該当する事例は、この2年間は起こっていないとの答弁であります。

そこで、急に臨時追加議案に影響を与えた他の自治体の動向とはどこの自治体のことを指すのか。また、その自治体はいつ頃制定をしたのかお聞きいたします。

次は、重大事態に該当する事例はこの2年間、今のところ起こっていないと断定をしているが、追加議案として提案したのは、女子生徒の自殺とは全く関係なく条例制定をしようとしたのか。

3点目は、女子生徒が亡くなった件については、

学校からの報告もあると思いますし、生徒、保護者等の声から判断し、該当する重大事態ではないと判断をしたのか。

4点目は、新聞報道によると、保護者が第三者委員会の設置を要望したとあるが、もし要望しなかったとしたら、この件はただ単なる女子生徒の自殺で終わってしまったのか。

5点目に、2月19日に初会合を開く、第三者委員会を開くと報道されていますが、この結果は。これはもう結構です。分かります。

6点目は、豊後高田市いじめ問題再調査委員会条例制定の趣旨について質問いたします。もうこれも簡単で結構でございます。

第三者調査委員会とどんな点が異なるのか、ケーブルをご覧になっている方にも分かるように、簡単に結構ですが、説明をいただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、井ノ口議員のご質問にお答えをいたします。

12月議会に追加提案いたしましたのは、平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、法第28条第1項に基づく第三者調査委員会の設置については、条例によることが望ましいとされておりました。本来、平成25年の時点で制定すべきだったのですが、本市では制定に至っておらず、今回の件も含め、第三者調査委員会が必要になったときに遅滞なく設置できるよう早急に整えておくことが必要と考え、12月議会で追加提案いたしました。

他市等の制定状況につきましては、平成26年に大分市、杵築市、中津市、平成27年に玖珠町、平成28年に大分県、平成29年に宇佐市、平成30年に別府市、豊後大野市、平成31年に佐伯市、竹田市、令和2年に日田市、国東市の11市町で条例が制定されております。そのほかの市町村でも検討中と伺っております。

教育委員会、学校といたしまして、11月末に生徒が亡くなられたことを大変重く受け止めております。ご家族の意向をお伺いしながら、でき得る限りの事実を明らかにしていくことが責務であると考えております。

今日まで、先ほど大石議員のご質問にお答えさせていただいた対応を行ってまいりました。12月17日の議会最終日の時点で、学校での事実関係の調査中

3月10日

であったことや、それまでの本生徒への学校の対応状況からあのようにお答えいたしましたところでありまずし、このことにつきましては県教育委員会、教育長等関係者とも協議した結果でございますので、何とぞよろしくお願いたします。

第三者調査委員会設置の経緯につきましては、学校から1月末に、ご家族からさらなる調査の意向があることの報告を受け、第三者調査委員会による調査が必要と判断し、2月4日にご家族に提案をさせていただきました。事実を明らかにしていくことが責務と考えておりますので、今後とも慎重に、丁寧に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 市参事兼総務課長、佐藤之則君。

○市参事兼総務課長（佐藤之則君） では、私からは豊後高田市いじめ問題再調査委員会条例制定の趣旨について、ご質問にお答えいたします。

まず、この条例に定める委員会の調査は、先月19日に初会合があり、現在進められている豊後高田市いじめ問題第三者調査委員会の調査について、その調査結果が不十分である可能性があるとして市長が認めるときに、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、再調査を行うものであります。

この不十分である可能性というのは、例えば、1つ目に、第三者調査委員会の調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合、または、新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合、2つ目に、事前に亡くなられた生徒の保護者と確認した調査事項について十分な調査が尽くされていない場合、3つ目に、教育委員会や学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合、4つ目に、第三者調査委員会委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合などが文部科学省のいじめの重大事態に関するガイドラインに記されているものでございます。

まとめますと、いじめ問題再調査委員会条例の趣旨は、第三者調査委員会が行う重大事態に関わる調査結果について、教育委員会から報告を受けた市長が、重大事態への対処または同種の事態の発生防止のため必要であると認めるときに、公平性・中立生活・透明性を確保して再調査を行うというものでございます。

本市におきましても、必要があると判断したときには、その趣旨ののっとり委員会構成、再調査

の方法等について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 大体の考えや状況については分かりました。

私も、大分合同新聞の報道で知ったところが主でございます。その報道を基にしていますから、当たっているのか当たっていないのかという部分もありますが、報道された部分でございます。

私が特に今回の生徒さんが亡くなった件で納得がいかない点は、これちょっと用意をしてみました。ちょっと見えないかも。

12月17日の最終日に追加議案として第三者委員会、再調査委員会を提案をした。そして、その質疑の答弁として、重大事態とは、生命や云々、それから長期にわたるといったようなことをして、最終的にはこれらの、今、中学生が亡くなっている案件も、事実もある中で、昨年度と今年度でこれに該当する重大事案は起きていないというように断定をされた答弁になっています。

これは、この時点で私はある市民の方から、中学生が、まあそのまま言いますと、中学生がいじめで亡くなったんじゃないかというようなことを耳に入れていただいております。ですから、11月24日に亡くなって、臨時議会が12月17日で、ああ、教育委員会は亡くなった件はいじめではないと断定したんだ。いじめではないと。まあいじめかどうか分かりませんが、いじめの疑いもないということで断定をしたんだなというように、答弁を聞いていて思ったわけでありまして。

そこで、調査中であつたとすれば、世間のちまたでも、ああ、いじめで亡くなったなというような声も随分ありました。そして、調査もしていた。だから、私は、こういう非常に重大な事態が起こったから第三者調査委員会を設置をして真相究明に当たりたい。ですから、大変急であります追加議案として整備をお願いをしますというような提案理由になれば、ああそうか、教育委員会もしっかりとこの事案の解明について対処していこうという気持ちがかえましたが、私はその時に、ああまたこれは責任も伴うことでもありますし、いじめという問題で亡くなったということも非常に大変なことでございます。

そして、いじめというもの、私も長年学校現場に

出ていましたから非常に解決が難しい。人の心と心の問題ですから、人を傷つけた、絶対に叩かれたという事実がはっきりしていない。ですから非常に難しいということは分かっていますが、こういう重大な案件であるからこそ、いじめを指導する立場にある教育委員会としてはしっかりとこの条例の制定をしていただいて、事実の解明に当たりたいということなら非常に私も気持ちが伝わって納得ができる。そういう意味で、非常に、ちょっと残念だなというように思ったわけでございます。

そして、まあ、私も大体の概要が分かったのが新聞報道があつてからであります。大体のいろいろな、ちまたのうわさでは耳に入っています。が、新聞報道で報道されてから、大体こういうような流れになっているんだなというのが分かりました。

ちょっと分かりやすく、ケーブルを見ている方も分かりやすく、時系列で整理をしてみます。ちょっと見にくいと思います。

12月17日が、これは議会の最終日で、追加議案として提案をし、質疑があり、答弁があつて、いじめはないというように断定をされた答弁をした。

私は、この時点でいろいろうわさを聞いていたから、今言ったように、ああそう、どうして断定ができたのかな。ここは、私は非常に聞きたいところでもあります。断定の根拠。ここ2年間起こっていない。こういう事態は2年間起こっていないという、その根拠。

そして、12月17日から2月16日に、大分合同新聞社の取材によって分かったことが、2月17日の朝刊に出ています。この間、12月、1月、2月、約2か月間たつておる。ちまたではいろんな、教育委員会はどうだな、ああだな、こうだなといったようなことも随分耳に入っています。そして、報道されて第三者調査委員会を開いてというような解決、事案に対する日程になっています。

そして、新聞報道によりますと、6月にその子は入部をして、新人戦があつた10月の上旬まで活動して、その後は部活を欠席をしていた。11月24日の日は——前の日ですか、当日か学校を休んでいた。そして、まあ、教育長がSOSの発信はしていなかったというように、お参りをしたときに思いながら、SOSの発信はなったのかな、そういうようなことも気にしながらお参りをしたというようなことも先ほど答弁がありました。

報道によりますと、これは大分合同の新聞記事か

ら知った部分であります。まあ、部活の中で先輩と何とかとかいったような自分の心の痛みが報道されています。そして、保護者も、もうこういうことだから、もううちの子、退部をさせてくださいといったようなことも学校に言っていた。

そういう状況にありながら、まあいじめであつたかいじめでないかということは分かりませんが、もしかしたらそういうことが大きな原因になっているのかも分からないし、関係なかったかも分からない。だから、調査委員会を設置をして事実の解明に当たりたいというのが、私の頭ではそういうように思えてなりません。

一生懸命、まあマニュアルに沿ってかどうかは知りませんが、まあしていますが、そこで、どうしてもうちょっと、今は大きな社会問題になっているこの問題を、指導する立場にある委員会はもっと気持ちを込めた取組にならなかつたのかなというように、非常に残念に私は思っている一人であります。

ぜひ、第三者委員会も開かれたそうですから、十分に調査もしていただいて、できる限りの事実の解明に取り組んでいただきたいように思っています。

そういう、今ちょっと簡単に整理をした部分を述べています。大変当たり障りのある事柄でございましたから、私も大変、質問をするのもどうしようかなというように随分考えたところでございますが、1人の中学生が心を痛めて亡くなったということは、やっぱり私たち真摯にしっかり向き合つて、いじめの根絶等に向かつて取り組んでいかなければならないというように思ったところでございます。

まあ、私が今、いろいろ言いましたが、その中で、いじめでないとした根拠等もお答えできれば、お答えしていただいたらありがたいと思っております。

以上。

(○16番(大石忠昭君) 議長、議事進行について。大事な問題ですから。大事な問題です。)

○議長(北崎安行君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 許可をいただきまして、北崎議長、ありがとうございます。

あのですね、このいじめの重大事態については、私が先ほど1時間にかけて議論をいたしました。今、井ノ口議員から質疑を聞きました。その中で、重大な発言がありましたのでね、私は重大問題と思いますのでね、重大であるかどうか、議長にお尋ねしたいんですよ。

実は、この事件が11月24日に起こりました。誰で

3月10日

もこれが分かったのは1月17日の大分合同新聞です。今の井ノ口議員の質問の中では、もううわさはいっぱい聞いておったと。いわゆる12月17日の時点でね、うわさはいっぱい聞いておったんだと。しかしですね、そんならですよ、私は何もそういうことを知らなかったけれども、朝、この机の上にあります、ああこれは大事なことやなと思って質疑をいたしました。質疑をしたのは私だけやったと思うんです。私に対する答弁があったんですけども、今、その答弁を引用されてね、いろいろありますけれども、その中に重大な発言があるんですよ。私はその答弁書をここに持っています。今、議事録を、テープを聞き直してみてくださいよ。メモを全部しました。井ノ口先生は、元教員の経験もあると言われました。しかも、この議会においてもいじめを防止するために議論をしてきた一人だと思います。その方がね、提案したこの議案に対して一言も議論をしていない、質問をしていないですね。私の答弁をといって今やっているからね、何が重大問題か。

その時に、いじめがないと断定したという言葉を使っているんです。教育委員会はいじめがないと断定したなんて答弁はしていません。私が質問したのは、ちゃんと文科省からもいろいろ意見を聞きました。県の教育委員会も聞きましてね、法律も読ませてもらって、ちゃんとその範囲で質問をしたつもりです。けどもね、それは12月17日にこの議案を出したことが悪いなぞということは一つも言っていません。ここで説明不足なんかあったということも言ってないです。私の調査で、なんか文科省の見解では、条例を制定しなくても第三者委員会を設けるとかそういう質問をしたと思います。条例がなくてもできるんです。文科省は条例をつくれ。そんな、法律にはどこにも書いてないと言われました。県からも言われました。市町村の権限で条例をつくるのが望ましいかもしれんけど、それは市町村の権限なんだと。何かつくっていないことが問題と、そういうことを私は言っていません。今はつくっていません。だから、私が言っているのは、いじめ防止推進法の28条に基づいて、市はちゃんといじめ対策防止基本方針をつくっています。これでやっとこさできたんじゃないですかという議論をしたんですね。

それがやっていないことが法律違反でもない。法律違反のことで私言っていないんですよ。なのに、今の話でいったらね、いじめはなかったと断定した

とあったでしょう。断定していないと思います。それを取り消してもらいたいと思うんです。私はどういう立場で、私は勉強したつもりで質問しましたけれどね、大石の質問は全然だめだということと同じなんです。いじめがあったと言ったのに、ないなどと言ったら、何で問題にせんのかと言うのと一緒でしょ。いじめがないなど断定するような発言はなかったです。

○議長（北崎安行君） しばらく休憩します。

午後2時20分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（北崎安行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大石議員に申し上げます。ただいまの井ノ口議員の発言は、議長において後刻記録を調査し、措置することといたします。

続けてください。（○16番（大石忠昭君） 答弁ちゃんとして下さいよ。）

学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、井ノ口議員の再質問にお答えをいたします。

12月17日時点での状況につきましては、亡くなるに至る背景を調査している状況でございました。幅広く、何があったのかということについて調査をしております。警察の調査もその時点で事件・事故、一体何があったのかというところでの調査段階でございましたので、あのようなお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 私は、12月17日の質疑に対して、課長の答弁はこの、今日議事録をいただきましたが、「昨年度と本年度の中で、こういった事案が起こっていたのかということにつきましては、今のところ、これに該当するというのは起こっていないということであります」というように答弁をしましたから、今のところ起こっていないというように私は理解をしたわけであります。

まあそれはいいんですけども、そういうことで、いまだにその時点で私は違和感を持って、こういう質問に至ったということでございます。

以上でよろしいです。まあしっかり解明に当たっていただけるとありがたいです。

私は、誰にどうだと言っていることではなく、いじめ問題が全国各地で起こっています。そして、命

を絶った子どもたちもいます。そういう現下において、しっかりといじめに向き合っていく、その事案の解決に取り組んでいくということが大変必要なことだなという意味で、今日はちょっと耳障りな部分もあったかと思いますが、質問をさせていただきました。

以上で終わります。

○議長（北崎安行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日から3月18日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、3月19日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は、3月17日、予算審査特別委員会終了後直ちに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦勞でございました。

午後2時29分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 北 崎 安 行

豊後高田市議会議員 松 本 博 彰

豊後高田市議会議員 安 東 正 洋